

改定後	改定前
<p>第2条(カード担当者、カード利用単位、管理責任者、カード使用者)</p> <p>(略)</p> <p>4. 会員は、<u>カード担当者及び管理責任者</u>が、本規約および個人情報の取扱いに関する同意条項の内容を理解しており、会員の責任において本規約および個人情報の取扱いに関する同意条項を<u>カード担当者及び管理責任者</u>に遵守させることを保証し確約します。</p> <p>5. 会員は、<u>カード担当者及び管理責任者</u>の地位等に関する<u>カード担当者及び管理責任者</u>の紛議については、自己の責任と費用負担で<u>カード担当者及び管理責任者</u>との間で解決し、当社に一切の迷惑を掛けないものとします。</p> <p>6. 会員は、<u>カード担当者または管理責任者</u>が申請した使用者(次項に定める)の届出、追加、退会、変更等の手続き、及びカード利用枠の届出、変更等は、会員による真正かつ有効な手続きとみなされることに同意します。</p> <p>7. 会員は、<u>カード担当者または管理責任者</u>をして、カード利用単位に所属する役員または従業員(臨時雇用、嘱託を除く)の中からクレジットカードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届け出させるものとし、当社が適格と認めた方をカード使用者(以下「使用者」という)とします。なお、会員は、<u>使用者</u>の届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、理解をさせた上で承認を得させるものとします。</p> <p>8. 会員は、<u>カード担当者または管理責任者</u>をして、カード利用単位に所属する使用者の届出、追加、退会、変更等の手続き、及</p>	<p>第2条(カード担当者、カード利用単位、管理責任者、カード使用者)</p> <p>(略)</p> <p>4. 会員は、<u>前項の方法で指定した管理責任者</u>が、本規約および個人情報の取扱いに関する同意条項の内容を理解しており、会員の責任において本規約および個人情報の取扱いに関する同意条項を<u>管理責任者</u>に遵守させることを保証し確約します。</p> <p>5. 会員は、<u>管理責任者の地位等</u>に関する<u>管理責任者の紛議</u>については、自己の責任と費用負担で<u>管理責任者</u>との間で解決し、当社に一切の迷惑を掛けないものとします。</p> <p>6. 会員は、<u>管理責任者が申請した使用者</u>(次項に定める)の届出、追加、退会、変更等の手続き、及びカード利用枠の届出、変更等は、会員による真正かつ有効な手続きとみなされることに同意します。</p> <p>7. 会員は、<u>管理責任者</u>をして、カード利用単位に所属する役員または従業員(臨時雇用、嘱託を除く)の中からクレジットカードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届け出させるものとし、当社が適格と認めた方をカード使用者(以下「使用者」という)とします。なお、会員は、<u>管理責任者</u>をして、<u>使用者</u>の届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、理解をさせた上で承認を得させるものとします。</p> <p>8. 会員は、<u>管理責任者</u>をして、カード利用単位に所属する使用者の届出、追加、退会、変更等の手続き、及びカード利用枠の届出、変更等の手続きを行わせるものとします。</p>

<p>びカード利用枠の届出、変更等の手続きを行わせるものとします。</p>	
<p>第3条（カードの貸与と取扱い） 5.（略）</p>	<p>第3条（カードの貸与と取扱い） 5.（略） <u>6. カードの発行及びその他の取扱いは、本規約の定めによる他、当社及び国際提携組織が定めるカード取扱要領によるものとします。会員は、カードの発行権及び所有権が当社にあることを認めるものとします。</u></p>
<p>第6条（カードご利用枠） （略） 5. 本条に定めるカードご利用枠は、当社所定の方法によりこれを増額できるものとします。なお、本条第3項に定める利用枠は、<u>会員が希望した場合に増額するものとし、同項の定めにかかわらず、50万円を超えて増額できるものとします。但し、会員のカードご利用枠の増額を希望する場合は、カード担当者または管理責任者が当社所定の方法により申込みいただき当社が適当と認めた場合に増額するものとします。また使用者のカードご利用枠の増額を希望する場合は、カード担当者または管理責任者が当社所定の方法により申込みいただき当社が適当と認めた場合に増額するものとします。</u></p>	<p>第6条（カードご利用枠） （略） 5. 本条に定めるカードご利用枠は、当社所定の方法によりこれを増額できるものとします。なお、本条第3項に定める利用枠は、<u>会員が希望した場合に増額するものとし、同項の定めにかかわらず、50万円を超えて増額できるものとします。但し、会員が会員または使用者のカードご利用枠の増額を希望する場合は、管理責任者が当社所定の方法により申込みいただき当社が適当と認めた場合に増額するものとします。</u></p>
<p>第8条（代金決済） （略） 5. 当社は、前4項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合においては当月初旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合においては翌月初旬に、<u>当社の定める方法により、会員へ請求明細書にかかる情報を連携し、</u>通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対</p>	<p>第8条（代金決済） （略） 5. 当社は、前4項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合においては当月初旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合においては翌月初旬に<u>会員の届出の住所へ請求明細書を送付し、</u>通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場</p>

<p>して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>	<p>合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>
<p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、<u>カード担当者</u>が所定の方法により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、<u>カード担当者または管理責任者</u>が所定の方法により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとし、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p>	<p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、<u>管理責任者</u>が所定の方法により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は<u>管理責任者</u>が所定の方法により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとし、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p>
<p>第18条（カードの再発行）</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、<u>当社所定の方法で届け出を行い</u>、当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第18条（カードの再発行）</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、<u>当社所定の届け出を提出していただき</u>当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第20条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届け出た<u>カード担当者、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、その他の項目（以下総称して「届出事項」という）</u>等に関する情報に変更が生じた場合、<u>会員</u>は当社が適当と認めた方法により遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定</p>	<p>第20条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届け出た<u>管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、その他の項目（以下総称して「届出事項」という）</u>等に関する情報に変更が生じた場合は、<u>当社が適当と認めた方法により</u><u>会員または管理責任者、使用者</u>が遅滞なく当社の指定する金融機関または</p>

<p>の方法により届け出るものとします。</p>	<p>当社宛に所定の方法により届け出るものとします。但し、当社が<u>適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。</u></p>
--------------------------	--